

事 務 連 絡
平成20年7月14日

関係労働局労働基準部
労災補償課長 殿

労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

費用徴収に係る調査事務の追加について

平成20年7月9日付で依頼している費用徴収に係る調査事項について、以下のとおり追加をお願いします（様式自由）。

追加調査事項：故意又は重大な過失の具体的な内容

- 次の①～③のいずれに該当するのか。
 - ① 法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。
 - ② 法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。
 - ③ 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。
- 各々について、以下の事項を詳しく記述願います。
 - ・ ①の場合、具体的な法令の条文及び発生した事故の概要。
 - ・ ②の場合、具体的な法令の条文及びどのような措置について指示を受けているか並びに発生した事故の概要。
 - ・ ③の場合どのような措置について指示を受けているか並びに発生した事故の概要。

<連絡先>厚生労働省労災補償部労災管理課法規係
山口、松野、渡辺

TEL：03-5253-1111（内線5438、5439）